

令和7年第5回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和7年5月20日(火) 午前8時54分～9時25分
- 2 開催場所 黒石市産業会館 4階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	2番 森 山 栄 治
	3番	加 藤 浩 揮	4番 佐 藤 陽 介
	5番	今 隆 俊	6番 石 澤 孝 知
	7番	長 内 康 之	9番 工 藤 勝 彦
	10番	工 藤 元 伸	13番 佐 藤 国 雄
- 4 欠席委員 (1人) 8番 木 村 功
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	盛 晋	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
・黒石地区	高 木 一 弥	・六郷地区	村 上 誠
- 6 議事参与の制限委員 (人) 6番 石 澤 孝 知 12番 木 立 康 行
- 7 付議案件

報告第9号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告大10号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第19号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第20号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第21号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
議案第22号	競売買受適格者の証明について
- 8 事務局職員

事務局長	佐 藤 久 貴
事務局長補佐	村 上 大 樹
主査	山 田 和 晶
主事	工 藤 慎 也
主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和7年第5回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、2番森山栄治委員、3番加藤浩揮委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第9号は、農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和7年4月受理分は、相続が5件、総面積13,072㎡、田が9筆12,683㎡、平畑が1筆389㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第10号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号15番は、角田の田、3,157㎡を賃借人の都合により、令和7年4月7日に合意解約したものです。 受付番号16番は、馬場尻東の田、外2筆合計4,080㎡を賃貸人の都合

		合により、令和7年4月30日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第19号につきましては、私が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長退席)
議	長 (職務代理者)	それでは、議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第19号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が6件、所有権移転が6件です。 6ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号9番は、大字竹鼻字北野田の田、外7筆合計15,969㎡を親から子への経営移譲のため、10年間使用貸借するものです。 受付番号10番は、大字東野添字長坂道北の畑、705㎡を耕作便利のため、5年間使用貸借するものです。 7ページに移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号33番は、馬場尻南の田、3,845㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号34番は、大字黒石字弥九郎の田、1,736㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号35番は、大字沖浦字大巻前の畑、外7筆合計10,323㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 8ページに移ります。 受付番号36番は、大字上十川字北原五番の樹園地、外4筆合計6,567㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号37番は、大字上十川字大野四番の樹園地、1,754㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 9ページに移ります。 受付番号38番は、大字三島字宮元の田、2,123㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 10ページに移ります。

	(3) 所有権移転です。 受付番号22番は、富士見の畑、65㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号23番は、大字袋字富岡の畑、1,341㎡を親から子への贈与により取得するものです。 受付番号24番は、大字東野添字長坂道北の畑、863㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号25番は、大字東野添字長坂道北の畑、626㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号26番は、富士見の畑、64㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 11ページに移ります。 受付番号27番は、大字高館字乙松坂の畑、129㎡を贈与により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書、添付書類の内容確認と事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明の聞き取り並びに現地調査した委員より報告があります 以上です。
議長 (職務代理者)	それでは、申請書、添付書類の内容確認と聞き取り並びに、現地調査を行った、10番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回申請があった農地について、去る5月8日、佐藤国雄委員、盛晋推進委員、私と事務局を交えて、5月7日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号9番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号10番は、現況は畑で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号33番、34番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号35番は、現況は畑で、権利取得後は枝豆の栽培が行われます。 受付番号36番、37番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号38番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号22番は、現況は畑で、権利取得後はくるみの栽培が行われます。 受付番号23番、24番は、現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号25番は、現況は畑で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号26番は、現況は畑で、権利取得後はくるみの栽培が行われます。

	受付番号２７番は、現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。今回申請があった１４件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	受付番号３５番の地番４３、４４は、登記地目は原野になっていますが、農地の扱いとなるのですか。
福澤主事	登記地目が原野の場合でも、農地法は現況主義であるため、現況が畑の場合は農地の扱いとなります。
長内康之委員	わかりました。
議長 (職務代理者)	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第１９号は原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了しましたので、議長を木立会長と交代いたします。（木立康行会長指定席に着く）
議長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第２０号「農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第２０号は、農地法第４条第２項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙１３ページで説明いたします。 受付番号１番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は大字牡丹平字福民、福民北、福民西、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は３筆合計６，８１５㎡、研究所改築のため申請するものです。 申請地は、農地区分が第一種農地に該当しますが、申請地は既設のりんご研究所敷地の隣地に位置しており、転用面積も事業敷地面積の２分の１を超えないことから、敷地拡張の要件を満たしており、転用許可の見込みがあるものと考えられます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、聞き取り及び現地調査を行った、１０番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回、農地法第４条申請があった土地について、去る５月８日、佐藤国雄

		委員、盛晋推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査及び申請書並びに添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号1番は、りんご研究所改築のための申請です。 場所は、黒石市役所から東へ約1.9kmの場所に位置しています。 転用する理由は、りんご研究所が建設から50年以上経過し、老朽化が進んでおり、給水管や耐震性能が現行基準を満たしていないことから、改築するためとのことです。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は既存敷地に隣接しており、上下水道が整備されていることや、交通の利便性が高いことから、申請地を選定したとのことです。 申請地周辺は、北・南・東側が畑、西側が宅地となっております。 研究所敷地は、防護柵やネットで囲まれており、周辺の土地から十分な隔離が確保されているため、土砂流出等の恐れはありません。また、雨水等は、既存のりんご研究所の排水貯水槽に接続し、浸透枡を新たに設置することで、周辺の土地に影響が出ないようにするとのことで、転用することに問題はないと思われます。 以上です。
議 長		ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第20号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第21号につきましては、6番石澤孝知委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 また、私も審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、退席します。 議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長、石澤孝知委員退席)
議 長 (職務代理者)		それでは、議案第21号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査		議案第21号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙15ページから説明します。 今回の申請は、賃借権設定が10件、賃借権移転が2件、所有権移転が1件です。 (1) 賃借権設定です。

	受付番号8番から17番は、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号8番は、松原の田、5, 054㎡を10年間10a当たり14, 000円での設定です。 受付番号9番は、大字二双子字村元の田、1, 692㎡を10年間10a当たり7, 600円での設定です。 受付番号10番は、大字高館字甲松坂の田、3, 355㎡を10年間10a当たり10, 000円での設定です。 16ページへ移ります。 受付番号11番は、大字牡丹平字大沢の樹園地、外3筆合計3, 985㎡を10年間10a当たり10, 000円での設定です。 受付番号12番は、馬場尻東の田、外1筆合計3, 273㎡を10年間10a当たり15, 000円での設定です。 受付番号13番は、相野の田、外1筆合計5, 167㎡を10年間10a当たり14, 000円での設定です。 17ページへ移ります。 受付番号14番は、ぐみの木北の田、3, 278㎡を10年間10a当たり14, 000円での設定です。 受付番号15番は、大字株梗木字中渡の田、3, 276㎡を10年間10a当たり14, 000円での設定です。 受付番号16番は、作場町の田、外3筆合計9, 056㎡を10年間10a当たり12, 000円での設定です。 18ページへ移ります。 受付番号17番は、大字小屋敷字東村岸の田、6, 183㎡を10年間10a当たり12, 000円での設定です。 19ページへ移ります。 (2) 賃借権移転です。 受付番号6番から7番は、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな受け手に貸し付けられるものです。 受付番号6番は、相野の田、2, 455㎡、賃借料は10a当たり12, 000円での設定です。 受付番号7番は、あけぼの町の田、1, 916㎡、賃借料は10a当たり物納玄米60kgでの設定です。 20ページへ移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号1番は、大字黒石字建石の田、外1筆合計5, 216㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第21号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了しましたので、議長を木立会長と交代いたします。 (木立康行会長、石澤孝知委員指定席に着く)
議 長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第22号「競売買受適格者の証明について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 澤 主 事	議案第22号は、農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求めるものです。 なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとします。 別紙で説明いたします。 受付番号1番から3番とありますが、同一物件に3名の農家からの申請がありました。土地表示は、大字赤坂字北野崎及び大字赤坂字野崎、登記地目は畑、現況地目が畑及び樹園地、面積は合計3,713㎡で、願出人及び申請事由は記載のとおりです。 現況を調査したところ、樹園地として利用されています。破産管財人の依頼により、所有者親族が再度樹園地として管理しているとのことです。 入札期間は、令和7年6月3日から令和7年6月10日午後5時までとなっており、令和7年7月8日午後3時に、最高価落札者が決定されたときには、農業委員会の許可を得られるものです。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第22号は、原案のとおり決定いたします。これで、議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和7年第5回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年5月20日

議 長

議事録署名者

議事録署名者